

第1部 届出の手続について

1. 大規模小売店舗立地法の概要	-----	3
2. 事前相談	-----	3
3. 新設の届出	-----	4
4. 変更の届出	-----	4
5. 説明会の開催	-----	5
6. 県の意見・勧告	-----	6
7. 廃止、承継	-----	6
8. 長崎県の手続の基本的な流れ	-----	7
別添1. 大規模小売店舗立地法に係る届出一覧	-----	8
別添2. 添付図面一覧	-----	12
別添3. 新設に係る記入項目一覧	-----	14
別添4. 変更に係る記入項目一覧	-----	15
別添5. 用語の解説	-----	16
別添6. 提出先、届出様式のダウンロード	-----	19

長崎県大規模小売店舗立地法届出の手引き 【九州各県統一様式版】

長崎県産業労働部経営支援課

〈目 次〉

第1部 届出の手続について	
1. 大規模小売店舗立地法の概要	3
2. 事前相談	3
3. 新設の届出	4
4. 変更の届出	4
5. 説明会の開催	5
6. 県の意見・勧告	6
7. 廃止、承継	6
8. 長崎県の手続の基本的な流れ	7
別添1. 大規模小売店舗立地法に係る届出一覧	8
別添2. 添付図面一覧	12
別添3. 新設に係る記入項目一覧	14
別添4. 変更に係る記入項目一覧	15
別添5. 用語の解説	16
別添6. 提出先、届出様式のダウンロード	19
第2部 出店計画概要書の記載について	
1. 出店計画概要書の記載について	23
2. 記載例	24
第3部 関係様式	
大規模小売店舗立地法に係る届出様式一覧	57
1. 立地法施行規則様式	
①様式第1 (大規模小売店舗届出書)	58
②様式第2 (変更届出書)	61
③様式第3 (変更届出書)	62
④様式第4 (大規模小売店舗廃止届出書)	63
⑤様式第5 (届出事項変更届出書)	64
⑥様式第6 (届出事項変更届出書)	65
⑦様式第7 (承継届出書)	66
⑧様式第8 (大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出)	67
2. 県運用手続要綱様式	
①第1号様式 (軽微変更申出書)	68
②第2号様式 (取下げ書)	69
③第3号様式 (掲示による説明会申出書)	70
④第4号様式 (説明会開催不能申出書)	71
⑤第5号様式 (説明会等実施状況報告書)	72
⑥第6号様式 (法第8条第1項による意見書:市町村)	75
⑦第7号様式 (法第8条第2項による意見書:住民等)	76
⑧第8号様式 (届出事項を変更しない旨の通知書:県意見)	77
⑨第9号様式 (届出事項を変更しない旨の通知書:県勧告)	78
第4部 関係法令等	
1. 大規模小売店舗立地法	81
2. 大規模小売店舗立地法の施行期日を定める政令	88
3. 大規模小売店舗立地法施行令	88
4. 大規模小売店舗立地法施行規則	89
5. 長崎県大規模小売店舗立地法運用手続要綱	92
6. 長崎県大規模小売店舗立地法事務手続要領	96
第5部 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき指針	99

1. 大規模小売店舗立地法の概要

(1) 大規模小売店舗立地法制定の目的

大規模小売店舗は、多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性を有することに着目し、その立地が、周辺の地域の生活環境を保持しつつ適正に行われることを確保するための手続を定めようとするものです。

(2) 大規模小売店舗立地法の対象となる建物

一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が1,000m²を超えるものです。

(3) 大規模小売店舗立地法の届出者

大規模小売店舗立地法の届出は、大規模小売店舗を設置する者が届出を行います。

建物が区分所有されている場合であっても、当該建物における店舗面積が1,000m²を超えるときは、各区分所有者はそれぞれ届出を行わなければなりません。なお、小売店舗を有しない者は届出の必要はありません。

(4) 届出が必要となる場合

以下の場合には大規模小売店舗立地法により届出が必要となります。

- ①大規模小売店舗を新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより大規模小売店舗となる場合を含む。）する場合
- ②届出事項に変更がある場合
- ③県の意見が述べられた場合
- ④県の勧告を受けた場合
- ⑤大規模小売店舗を承継した場合
- ⑥大規模小売店舗立地法の施行時に既に大規模小売店舗であった店舗が、最初に行う変更の場合

2. 事前相談

(1) 相談の目的

大規模小売店舗の届出にあたり、店舗概要や立地に伴う環境への影響等の添付書類の作成、及び関係部署との環境影響評価方法等の相談、並びに届出から開店までの手續が円滑に行なわれるよう事前相談を行います。

(2) 事前相談を行う事項

事前相談は、以下の届出の場合に行うものとします。

- ①大規模小売店舗を新設する場合（法第5条第1項の届出）
- ②施設等に関する届出事項の変更の場合（法第6条第2項の届出）
- ③法の施行前に大規模小売店舗であったものが施設等に関する変更を行う場合
(法附則第5条第1項の届出)

(3) 事前相談の方法

- ①出店計画概要書（法、施行規則に基づく添付書類）

出店内容を把握するため、出店計画概要書を提出していただきます。

（第2部に記載例を載せています。）

出店計画概要書の作成にあたって記入方法や騒音等の予測方法等何か疑問がありましたら、その都度ご相談ください。

- ②提出部数 2部

- ③相談先 長崎県経営支援課

3. 新設の届出

開発行為及び農地転用の手続が必要な場合は、許可される見通しが立った時点で、大規模小売店舗立地法の届出を行うようお願いします。

(1) 届出の時期

店舗を新設する日の8ヶ月前まで

(2) 届出先

長崎県経営支援課

(3) 届出部数 12部

4. 変更の届出

(1) 届出が必要な変更と届出時期

届出が必要な事項	届出時期
①大規模小売店舗の名称及び所在地の変更	変更後遅滞なく 変更8月前に提出
②大規模小売店舗設置者及び小売業者の氏名・住所・代表者等の変更	
③大規模小売店舗を新設する日の繰り上げ	
④大規模小売店舗内の店舗面積の合計を、基準面積の1割又は1,000 m ² のいずれか小さい面積を超えて増加させる場合	
⑤駐車場の位置の変更又は収容台数の減	
⑥駐輪場の位置の変更又は収容台数の減	
⑦荷さばき施設の位置の変更又は面積の減	
⑧廃棄物保管施設の位置の変更又は容量の減	
⑨小売業を行う者の開店時刻の繰上又は閉店時刻の繰下	
⑩来客が駐車場を利用する時間帯の変更	
⑪駐車場の出入口の数又は位置の変更	
⑫荷さばき施設の荷さばきを行うことができる時間帯の変更	

提出部数 12部 (①②については7部)

(2) 法が施行された時に既に大規模小売店舗であった店舗が最初に行う変更と届出時期

届出が必要な事項	届出時期
①大規模小売店舗の名称及び所在地の変更	③～⑪の変更届出時に同時提出
②大規模小売店舗設置者及び小売業者の氏名・住所・代表者等の変更	
③大規模小売店舗内の店舗面積の合計を、増加又は減少させる場合。(減少後の大型店の店舗面積が1,000 m ² 超となるとき)	変更8月前に提出
④駐車場の位置の変更又は収容台数の増減	

⑤駐輪場の位置の変更又は収容台数の増減	
⑥荷さばき施設の位置の変更又は面積の増減	
⑦廃棄物保管施設の位置の変更又は容量の増減	
⑧小売業を行う者の開店・閉店時刻の繰上又は繰下	
⑨来客が駐車場を利用する時間帯の変更	変更前に提出
⑩駐車場の出入口の数又は位置の変更	
⑪荷さばき施設の荷さばきを行うことができる時間の変更	

但し、変更しない事項についても最初の変更事項の届出時に提出します。

提出部数 12部

(3) 軽微な変更

店舗に附属する施設の位置の変更であって、店舗の周辺の生活環境に与える影響が変更前に比べ变化がないと県が認める施設の位置の変更については、施行規則第8条により届出後8月間を待たずに変更することができます。

軽微変更の適用を受けたい場合は、「軽微変更申出書」(要綱第1号様式)を3部提出してください。

(4) 届出の必要がない変更

- ①一時的な変更
- ②大規模小売店舗の店舗面積を新設する日の繰り下げ
- ③大規模小売店舗の店舗面積の合計を減少させるもの
- ④大規模小売店舗内の店舗面積の合計を、基準面積の1割又は1,000m²のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの
- ⑤駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの
- ⑥荷さばき施設の面積を増加させるもの
- ⑦廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
- ⑧開店時刻の繰り下げ又は閉店時刻の繰り上げ

※但し、法が施行された時に既に大規模小売店舗であった店舗は、③から⑧についても届出が必要です。

5. 説明会の開催

(1) 説明会の対象と場所

説明会の対象として立地店舗の所在地の周辺地域に居住する住民等を想定しているので、立地店舗の周辺地域における所要の人数を収容できる施設で、原則として当該店舗から半径1km以内にある公共施設において説明会を開催してください。

(2) 説明会の開催回数

地元説明会は、1回を原則とします。

ただし、立地予定地周辺環境の状況から周辺住民等に参加の機会を充分与える必要があると判断する場合には、3回を上限として県が回数を指定します。

(3) 説明会の開催方法の公告

①時期 説明会開催日の1週間前までに行って下さい。

②方法

- 一 出店地の市町の範囲に対し、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載又は折り込み広告による公告
- 二 その他確実に周知できる方法

③出店地から半径1km以内に他の市町が含まれる場合

上記の方法により隣接する市町にも公告を行ってください。

(4) 説明会を掲示で行う場合

店舗面積、施設の配置又は施設の運営に関する事項に関する変更の場合であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないと想定される場合、届出内容の概要を掲示することに代えることができます。

- ①提出部数 当該届出の日までに「掲示による説明会申出書」(要綱第3号様式)を3部提出してください。
- ②掲示方法 この場合説明会開催者は、大規模小売店舗が立地する敷地内の見やすい場所に、届出事項及び添付書類の要旨を縦覧期間の終了の日まで掲示してください。また、インターネットを利用した掲示も行ってください。
- ③掲示状況報告 掲示による説明会を実施した場合は、速やかに説明会等実施状況報告書(要綱第5号様式)を3部提出してください。

(5) 説明会が開催できない場合

説明会開催者の責めに帰することができない理由により説明会を開催できないと判断した場合は、必要な手続をとることにより説明会を開催したものとみなすことができます。

①説明会が開催できない場合

次に掲げる事由であって県が認めるものです。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- 二 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できること。

②県の認定

「説明会開催不能申出書」(要綱第4号様式)を提出してください。

③説明会開催不能の場合の届出内容の周知

- 一 時事に関する事項を掲載する日刊紙への掲載又は折り込み広告
- 二 その他必要と認める方法

(6) 説明会開催状況報告

届出者は、説明会終了後遅滞なく「説明会等実施状況報告書」(要綱第5号様式)を3部提出してください。

6. 県の意見・勧告

(1) 県の意見に対する届出

県から意見があった場合、届出者は、県から述べられた意見を踏まえた「届出事項変更届出書」(規則様式第5)を12部又は「届出事項を変更しない旨の通知書」(要綱第8号様式)を2部提出してください。

(2) 県の勧告に対する届出

県から勧告があった場合、届出者は、県の勧告を踏まえた「届出事項変更届出書」(規則様式第6)を12部又は「届出事項を変更しない旨の通知書」(要綱第9号様式)を2部提出してください。

7. 廃止・承継

(1) 廃止の手続

大規模小売店舗の店舗面積の合計を1,000m²以下(廃止を含む)とするときは、建物設置者は「大規模小売店舗廃止届書」(規則様式第4)を3部提出してください。

(2) 承継の手続

大規模小売店舗の新設等の届出をした者から、当該店舗を譲り受けた者は、「承継届出書」(規則様式第7)を3部提出してください。

大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の事実を証する書類を添付してください。

8. 長崎県の手続の基本的な流れ



(注) ◆法に定めてある事項
◇運用手続要綱に定めてある事項

別添1. 大規模小売店舗立地法に係る届出一覧

○大型店(1,000m²超の店舗)の新設[床面積変更、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途の変更により大型店となる場合も含む]

届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・大型店の新設をしようとするとき	法第5条1項	○	○	○

○届出事項の変更

◎以下は、
上段：大規模小売店舗立地法の届出(5条1項、附則5条1項)を行ったことがある大型店が届出事項を
変更しようとするとき
下段：既存店(大店立地法の届出を行ったことがない大型店)が法第5条1項4～6号の事項を変更しよう
とするとき

〈大型店の名称の変更〉

届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・名称を変更したとき	法第6条1項	×	×	○
	—	—	—	—

〈大型店の所在地の変更〉

届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・番地変更等により所在地を変更したとき	法第6条1項	×	×	○
	—	—	—	—

〈建物設置者の名称の変更〉

届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・建物の売買・譲渡等により所有者を変更したとき	法第11条3項	×	×	×
	—	—	—	—
・商号を変更したとき	法第6条1項	×	×	○
	—	—	—	—
・会社合併・分割により商号を変更したとき	法第11条3項	×	×	×
	—	—	—	—
・相続等により所有者を変更したとき	法第11条3項	×	×	×
	—	—	—	—
・結婚等により所有者が姓を変更したとき	法第6条1項	×	×	○
	—	—	—	—

〈建物設置者の所在地の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・所在地を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
・会社合併・分割により所在地を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
・相続等による所有者の変更に伴い所在地を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
・建物の売買・譲渡等により所有者が変更し、それに伴い所在地を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—

〈小売業者の名称・住所の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・テナント入れ替えにより小売業者が変更になったとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
・一時的に空き店舗になっていた大型店に、新たなテナントが入居したとき(ただし、途中小売業以外のテナントが入居していないことが条件)	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
・小売業者の名称(商号等)を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
・小売業者の住所が変更になったとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

〈建物設置者、小売業者の代表者名の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・代表者を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

〈大型店を新設する日の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・新設する日を繰り上げるとき(ただし、都道府県が「意見なし」とした場合を除きます)	法第6条2項	○	○※	○	○
	—	—	—	—	—

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈店舗面積の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・大型店の店舗面積の増加分が、届出済面積の0.1倍、若しくは1,000m ² を超えるとき(ただし、既存店については、店舗面積の増加分が届出済み面積の0.1倍、若しくは1,000m ² 以下の場合でも届出が必要です)	法第6条2項	○	○※2	○	○
	法附則第5条1項	○	○※2	○	○
・店舗面積の減少であって、減少後の大型店の店舗面積が1,000m ² 超となるとき	—	—	—	—	—
	法附則第5条1項	○※1	○※2	○	○
・店舗面積の減少であって、減少後の大型店の店舗面積が1,000m ² 以下となるとき	法第6条5項	×	×	×	×
	法第6条5項	×	×	×	×

※1都道府県が認めれば、ただちに実施できます。

※2都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈付属施設の位置の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・現在の駐車場と離れた場所に駐車場を設置するとき ※1	法第6条2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条1項	○※2	○※3	○	○
・現在の駐輪場と離れた場所に駐輪場を設置するとき	法第6条2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条1項	○※2	○※3	○	○
・現在の荷さばき施設と全く異なる場所に荷さばき施設を設置するとき	法第6条2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条1項	○※2	○※3	○	○
・現在の廃棄物等保管施設と全く異なる場所に廃棄物等保管施設を設置するとき	法第6条2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条1項	○※2	○※3	○	○

※1現在の駐車場を、そのまま立体化する場合や拡幅する場合は除きます。

※2都道府県が認めれば、ただちに実施できます。

※3都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈駐車場、駐輪場の収容台数の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・収容台数を減少させるとき（借り上げ駐車場等の解約による減少も含みます。）	法第6条2項	○	○※	○	○
	法附則第5条1項	○	○※	○	○
・飲食店等の併設施設と、小売店舗が駐車（輪）場を共用しており、施設全体の駐車（輪）場の収容台数を変更せずに、それらの併設施設を増設するとき（小売店舗来客者のための駐車（輪）場収容台数が減少する場合が該当）	法第6条2項	○	○※	○	○
	法附則第5条1項	○	○※	○	○
・収容台数を増加させるとき	—	—	—	—	—
	法附則第5条1項	○	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈荷さばき施設の面積の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・面積を減少させるとき	法第6条2項	○	○※	○	○
	法附則第5条1項	○	○※	○	○
・面積を増加させるとき	—	—	—	—	—
	法附則第5条1項	○	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈廃棄物等保管施設の容量の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・容量を減少させるとき	法第6条2項	○	○※	○	○
	法附則第5条1項	○	○※	○	○
・容量を増加させるとき	—	—	—	—	—
	法附則第5条1項	○	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈開店時刻の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・開店時刻を繰り上げるとき(既存店については繰り下げる場合も必要です)	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○
・閉店時刻を繰り下げるとき(既存店については繰り上げる場合も必要です)	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈来店者が駐車場を利用することのできる時間帯の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・利用可能な時間帯を変更するとき(店舗への来客者の利用可能な時間帯が変更となる場合に限ります。)	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈駐車場出入口の数の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・数を変更するとき	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈駐車場出入口の位置の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・位置を変更するとき	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈荷さばき可能時間帯の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・時間帯を変更するとき	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈大型店の廃止〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・大型店を廃止するとき(1,000m ² 以下にするときを含みます)	法第6条5項	×	×	×	×
	法第6条5項	×	×	×	×

別添2. 添付図面一覧

- 届出書・添付書類に添付する図面については、以下のように可能な限りまとめて記載することができます。
- ただし、1つの図面にまとめることが困難な場合には、別葉の図面としても結構です。
- 図面には必ず縮尺・方位を明記してください。(2枚以上に図面を分けた場合には縮尺を統一してください。)

提出図面の種類	記載項目等	併用図面
1 建物位置図 (縮尺：1/ 25,000 以上)	①建物の位置及び周辺の幹線道路等の状況	
2 建物配置図 (縮尺：1/ 500以上)	①店舗部分の明示	
3 各階平面図 (縮尺：1/ 500以上)	①店舗部分の明示 ②店舗以外の主な部分の名称記載	
4 駐車場配置図 (縮尺：1/ 200～500)	①駐車場の位置を明示（複数の駐車場がある場合には、番号を記載して区別すること）	2、3
5 駐車場出入口の位置	①駐車場の出入口の位置を明示（複数の出入口がある場合には、番号を記載して区別すること）	4
6 駐輪場配置図 (縮尺：1/ 200～500)	①駐輪場の位置を明示（複数の駐輪場がある場合には、番号を記載して区別すること）	2、3
7 交通量予測等の結果（周辺見取図）	①開店後の周辺道路の交通量予測結果（予測交差点を図示） ②上記予測に必要な場合現状の平日・日曜それぞれの交通量調査結果（調査交差点を図示）	2、19
8 来客自動車の案内経路を表示した図面（周辺見取図）	①来客自動車の案内経路の表示（入場・出場両方を記載） →経路案内表示（看板等）の設置場所／交通整理員の配置	2、19
9 荷さばき施設の位置を示す配置図	①荷さばき施設の位置を明示	2
10 廃棄物等保管施設の配置図	①廃棄物等保管施設の位置を明示	2
11 騒音発生源となる設備の配置図	①冷却塔、冷暖房設備の室外機、送風機の位置を明示	2
12 騒音対策となる施設の配置図	①遮音壁の位置を明示し、その高さ（単位：m）を記載	2
13 周辺見取図 (縮尺：1/ 2500以上)	隣接地の用途現況及び街づくりの計画等の範囲がわかる図面	32
14 経路に関する図面 (縮尺：1/5,000 ～10,000)	①敷地周辺（出店地から半径1km程度）の道路の状況→道路幅員／交通規制／歩道の有無／横断歩道・歩道橋の位置現況／歩道・車道が明確に区分されていない通学路の有無と位置／バス路線の有無と位置／徒歩による買物客の経路 ②自動車の案内経路の表示（入場・出場両方を記載）→小売店舗以外の複合施設の利用者の案内経路／搬出入車両の運行経路 ③敷地周辺の一般買物客の通行経路 ④廃棄物運搬車両の運行予定経路	13
15 駐車場配置図 (縮尺：1/ 200～500)	①複数ある場合は番号を記載して区別すること ②駐車区画の配置（寸法入り）③駐車場内外の自動車の通路、幅員④駐車場の出入口が接する道路の位置、幅員（複数の出入口がある場合には、番号を記載して区別すること）⑤駐車場から店舗の入口までの歩行者経路⑥交通整理員の位置・駐車待ちスペースの位置及び出入庫の発券ブースの位置（設ける予定のある場合のみ）	4
16 駐車場平面図	①間取り・駐車区画等の寸法 ②駐車場内外の自動車の通路・幅員 ③駐車場から店舗の入口までの歩行者用通路（歩道）	4

提出図面の種類	記載項目等	併用図面
17 駐輪場配置図 (縮尺：1/200～500)	①駐輪場の配置 ②駐輪場出入口 ③駐輪区画の配置（寸法入り） ④駐輪場への自転車の経路 ⑤駐輪場案内表示の位置	6
18 歩行者通路図面	①敷地内の歩行者通路（ここでいう歩行者通路とは、一般の歩行者が敷地内を横断するときの通路又は立地による付替通路のことである。）	2
19 荷さばき施設の平面図	①アラートホームの広さ、搬出入車両待機スペースの大きさ ②想定される車の大きさと同時作業可能な台数	9
20 搬出入車両等の駐車に関する配置図	①搬出入車両の駐車スペース ②搬出入待ちの車両の駐車スペース ③バス、タクシー駐車スペース	2
21 搬出入車両の出入り口等の配置図	①荷さばき施設の出入口の位置 ②出入口が接する道路の位置、幅員 ③出入口付近の建物現況(住宅、学校、病院等)	2、13
22 騒音発生源となる施設設備の配置図	①各施設設備の配置、寸法 →給排気口、拡声器、駐車場、荷さばき施設、廃棄物保管場所等の位置	11
23 騒音予測に関する図面	(1)騒音予測地点の明示	2
	(2)遮音壁等の立面図→騒音予測に必要な高さ等がわかる図面	
	(3)建物構造がわかる図面【騒音発生源を屋内に設置する場合に添付】 ①当該建物の壁面等の材質構造がわかる図面 ②当該騒音発生源と当該建物の壁面の距離・位置がわかる図面	
24 騒音対策となる施設の配置図等	①緑地帯等の防音施設の配置(寸法入)	11
25 廃棄物保管施設の平面図	①廃棄物の保管施設の寸法、高さ、構造等 ②リサイクル品のストックヤードの寸法、高さ、構造等	10
26 廃棄物保管施設の配置図	①各施設設備付近（半径1km以内）の建物現況(住宅、学校、病院等)	14
27 廃棄物運搬車両運行経路	①敷地内における運行経路	2
28 廃棄物処理施設の配置図(食品加工場等)	①廃棄物処理施設、食品加工場等の位置 (敷地内処理を行う場合又は食品加工場がある場合)	2
29 敷地内緑地計画	①敷地内植栽等の位置	2
30 夜間照明等の配置図	①敷地内に設置予定の夜間照明等の配置・照明の方向の図示	2
31 屋外照明灯・廣告照明灯	①屋外照明灯、廣告塔照明灯の位置	2
32 用途地域指定図 (縮尺：1/5000)	敷地及び周辺の用途指定がわかる図面	
33 建物完成予想図	建物外観が分かる図面（可能であれば着色）	

別添3. 新設に係る記入項目一覧

項目の内容	
設置者・建物等の概要	出店の趣旨
	大規模小売店舗設置者の連絡先等
	登記事項証明書又は住民票の写し
	小売業者一覧
	建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
	計画地の概要
	計画地周辺の概要
	建築着工予定年月日及び完成予定年月日（該当部分の工事について記載）
	建物の構造及び規模
	その他の施設計画と各施設面積 開店若しくは施設変更等の届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分である場合の追加的対応方針
駐車需要の充足等	必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
	駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況（小売店舗、併設施設等を含む全体の収容台数）
	駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
	来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法（周辺見取図に案内経路を記載）
	駐輪場の計画（原動機付き自転車を含む）
	自動二輪車駐車場の計画
	荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
	その他の施設の配置及び運営方法に関する計画
	交通量予測の変化等
	遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
騒音の発生に係る事項	冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
	平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
	夜間ににおいて大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果及びその算出根拠
	荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要
	BGM等の営業宣伝活動の予定
	冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音レベル等
	駐車場の施設構造と騒音対策の概要
	廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要
	必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠
	保管場所の位置・構造等
廃棄物に係る事項等	廃棄物減量化及びリサイクルについての計画
	廃棄物等の運搬・処理計画
	景観法に基づく景観計画若しくは景観地区、地区計画若しくは風致地区が定められている地区又は建築協定若しくは景観協定が締結されている地区
	景観への配慮
街並みづくり等への配慮等	商店街のアーケードの整備等の街並みづくり等への配慮事項
	まちづくりへの対応方針
	敷地内の緑化計画
	屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策
	防災への協力
	防犯対策への協力
	防犯対策への協力

別添4. 変更に係る記入項目一覧（附則第5条による変更を除く）

○：必ず記入（添付） △：必要に応じて記入（添付）

項目の内容		店舗面積の増加	駐車場収容台数の変更	駐輪場収容台数の変更	荷さばき施設の位置の変更	荷物の搬出量の変更	廃棄物の保管量の変更	開閉時間帯の変更	駐車場の利用規制の上下	駐車場の位置の変更	駐車場の利用可能な時間帯の数	荷さばき可能な時間帯の数
設置者・建物等の概要	出店の趣旨	○										
	大規模小売店舗設置者の連絡先等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	登記事項証明書又は住民票の写し											
	小売業者一覧	○										
	建物の位置及びその建物内の中売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面	○	○	○	○	○	○					
	計画地の概要	○										
	計画地周辺の概要	○										
	建築着工予定年月日及び完成予定年月日（該当部分の工事について記載）	○	○	○	○	○	○			○		
	建物の構造及び規模	○										
	その他の施設計画と各施設面積											
駐車需要の充足等	開店若しくは施設変更等の届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分である場合の追加的対応方針	○	○		○	○	△	△	○	△		
	必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠	○	○									
	駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況（小売店舗、併設施設等を含む全体の収容台数）	○	○									
	駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	○	○							○		
	来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法（周辺見取図に案内経路を記載）	○	○							○		
	駐輪場の計画（原動機付き自転車を含む）	○		○								
	自動二輪車駐車場の計画	○	○									
	荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	○			○						○	
	その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	○	○							○		
騒音の発生に係る事項	交通量予測の変化等	○	○							○		
	遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	○						△	△		△	
	冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	○						△	△		△	
	平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	○	○		△	△	△	△	△	△	△	
	夜間に於いて大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果及びその算出根拠	○	○		△	△	△	△	△	△	△	
	騒音の予測と騒音対策	荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要	○		○		△	△	△	△	△	△
	BGM等の営業宣伝活動の予定	○						△	△			
	冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音レベル等	○						△	△		△	
	駐車場の施設構造と騒音対策の概要	○	○					△	△	○	△	
	廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要	○				○	△	△				
廃棄物に係る事項等	必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	○				○						
	保管場所の位置・構造等	○				○						
	廃棄物減量化及びリサイクルについての計画	○				○						
	廃棄物等の運搬・処理計画	○				○						
街並みづくり等への配慮に関する事項	街並みづくり等への配慮	景観法に基づく景観計画若しくは景観地区、地区計画若しくは風致地区が定められている地区又は建築協定若しくは景観協定が締結されている地区	○									
	景観への配慮	○										
	商店街のアーケードの整備等の街並みづくり等への配慮事項	○										
	まちづくりへの対応方針	○										
	敷地内の緑化計画	○										
	屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策	○										
	防災への協力	○										
	防犯対策への協力	○						△	△			

別添5 用語の角字訳

(1)「小売業」

飲食店業を除くものとし、物品加工業を含みます。

(2)「小売業を行う」

物品を継続して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいいます。生協、農協も対象となります。

- 一 小売業者でない者が、個展やバザー等において1回限りの販売を行うことは「継続反復して」行うこととなりませんが、初めての販売行為であっても継続反復の意思があればこれに該当します。
- 二 カタログコーナー等直接物品を展示していない場合であっても、その場所で実質的に販売契約が締結されている場合は、小売業を行うものと解されます。
- 三 飲食店業における持ち帰り品の販売、旅行斡旋業における時刻表等の販売等、サービス提供事業における物品の販売は、その販売が客観的に見て当該サービス提供事業の付随的な業務と認められる場合は、小売業を行っていることにはなりません。

(3)「小売業を行う店舗」

小売業を行うための建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱、若しくは壁を有するものをいう。）であって、その場所に客を来させて小売業を行うための用に直接供されるものをいいます。

また、通常、店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が60日以内であれば「小売業を行う店舗」になりません。

(4)「店舗面積」の範囲

一 店舗面積に含まれる部分

部分名	定義	備考
(1)売 場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間通路を含む。）は、売場とみなす。	
(2)ショーウィンド	ショーウィンドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウィンドは、店舗に含まない。	
(3)ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。	
(4)サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。	
(5)物品の加工修理場のうち 顧客から引受 (引渡を含む。) の用に直接提供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。	

二 店舗面積に含まない部分

部分名	定 義	備 考
(1)階 段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻(踏み面の先端)の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(2)エスカレーター	エスカレーター装置(付属部分を含む。)部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜けの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分に含まない。	
(3)エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供しないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(4)売場間通路 及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡道路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。	
(5)文化催場	展覧会等の文化催しのみの用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	(注) (1) 参照
(6)休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であつて、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(7)公衆電話室	公衆電話室であつて、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(8)便 所	便所の出入口の線(専用の通路がある場合は、その出入口の線)で他と区分し、店舗面積に含まない。	
(9)外商事務室 等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であつて、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(10)事務室、 荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であつて、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(11)食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。	
(12)塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	(注) (2) 参照
(13)屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	

(14)はね出し下・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。
---------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注)

(1)間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等固定したものとする。

(2)塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第二条第一項第八号により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1／8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第二条第一項第二号の規定による「建築物（地階で地盤面上一メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離一メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離一メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

(5)「一の建物」

「一の建物」には、次のような建物も含まれます。

- 一 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- 二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- 三 一の建物（前二号に掲げるものを含む。）とその付属建物をあわせたもの

別添6 提出先、届出様式のダウンロード

○ 提 出 先

名 称	長崎県 産業労働部 経営支援課
所 在 地	長崎市尾上町3－1
郵 便 番 号	〒850-8570
電 話 番 号	095-895-2650（直通）
F A X 番 号	095-895-2580
メールアドレス	s05570@pref.nagasaki.lg.jp

○ 届出様式のダウンロード

長崎県のホームページを開き、次のとおり操作すると本法に基づく各種届出様式がダウンロードできます。

- 1 「電子県庁」の「申請書ダウンロードサービス」をクリック
- 2 「ダウンロードサービス」画面の「産業労働部」をクリック
- 3 「経営支援課」をクリック
- 4 申請の名称から該当する届出書等を選択してクリック
- 5 PDF又はWordを選択してクリックすると、ダウンロードが開始します。